

静岡県告示第79号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和2年2月14日から起算して15日間、小川漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和2年2月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県焼津市田尻北1542

善生丸漁業生産組合

静岡県焼津市与惣次122-2

有限会社 藤丸

静岡県焼津市田尻北1456

有限会社 長谷川漁業実践団

静岡県焼津市小川3316-2

旭漁業生産組合

静岡県田尻北1502-8

長谷川 久志

2 加入区

小川加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

小川漁業協同組合